

令和3年 第12回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年12月27日(月) 午後1時30分～午後2時58分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	17番 竹内 佳重		

4 欠席委員 (1人)

16番 上原 見徳

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 公売農地の買受申込者適格認定について

日程第 7 議案第5号 農地法第43条の規定による届出について

日程第 8 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第7号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第12回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中16名で、定足数に達していますので、総会は成立いたしました。

本日の総会の開催に当たり、16番上原見徳委員より欠席届が出されています

ので、報告します。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは、3番山田茂委員・14番飯野優委員、両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和3年11月25日開催の第11回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係2件、5条関係17件につきまして、令和3年12月16日付で許可書を交付いたしました。

第9回常設審議委員会が12月16日に前橋市の群馬県JAビルで開催され、竹内会長が出席しました。委員会終了後、農業会議役員等意見交換会が開催され、竹内会長が出席しました。

また、令和3年第4回安中市議会定例会が11月30日から12月14日の間、開催されました。一覧のとおり報告が2件、議案が9件提出され、議案の全てが採択されました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年12月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、議案第1号、農地法第3条の詳細は、お手元の議案書のとおりでございます。受理した申請書は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の2番の下、この件については、高度化栽培施設の関係の申請書、また5号議案の審議にも関係してくる案件でございまして、これは〇〇と〇〇の間に位置する農地でございまして、西側につきましては宅地、北側が農地ですけれども、休耕、東側についても休耕ということで、南側は公道が入っております。特に問題はなかろうかと思うわけですが、5号議案ということでまた皆さんには慎重審議していただきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ17番から。今、14番議員がおっしゃったところの2番なのですけれども、この場所についてはちょっと段差があるところなのですけれども、耕作放棄地になっているところで、場所はちょっと耕地整理された端のほうなのですけれども、この場所自体は耕地整理されていない場所なのですけれども、これについてもまた後で、本人ではなくて、このやる人がここへ来て説明をする予定になっておりますので、これについてはよろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 すみません、遅れまして。議案第1号、農地法第3条の1番です。申請者は、菌床栽培による農作物の生産、出荷をしている農業法人でありまして、現在事業規模拡大を推進中でございます。隣接する耕作放棄地化している農地について、事業用地として拡張するという計画に基づいて、所有者との交渉を進めて、今年3月と11月に3条申請をして、今回新たにめどがついた農地について追加申請されたものであります。耕作者不足の目立つ一帯に農地復活の力強い動きでありまして、将来が期待されているところでございます。参考までに一言申し添えさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したい

と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に本件議案を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて事前現地調査の内容についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年12月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、12月21日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

以上、議案第2号、農地法第4条の申請は、お手元の議案書のとおりでございます。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

13番。

13番委員 13番です。申請地は三方を山林に囲まれ、一方は土建会社の資材置場です。植林をした苗が大きくなって林となっておりまして、三方は杉林で、これも木も大木になっております。ですから、山の中でありまして、山林用地転用もやむを得ないと思われまので、審査の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場

合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に本件議案を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年12月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、12月21日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

以上、議案第3号、農地法第5条の申請は、お手元の議案書のとおりでございます。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条です。7番、こちらは図面を見ていただくと分かるように、本人の土地と道路に挟まれた細い土地を持っていて、これはやむを得ないということだと思います。

続きまして、14番の案件です。こちらは周辺が既に宅地化が進んでおり、周辺農地への影響は考えづらいので、適正だと考えます。ご参考にしてください。

議長 ほかにございますか。ないですか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法第5条関係の6番です。申請地は、申請者の宅地と国道に挟まれた南北に細長い地形をしておりまして、隣接する農地につきましては、東側は申請者が所有する農地であり、西側につきましては現在工事用の車両の駐車スペースとして貸し出されているため、特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。農地法第 5 条の 1 番と 1 2 番です。1 番は、周りが宅地化が進んでいて、ここの畑しか残っていない場所でありまして、これは問題ないと思われ
ます。

あと 1 2 番です。これも宅地化が進んでいまして、3 面が住宅に囲まれていま
して、残った 1 面は道路でありまして、これは 3 種農地でありまして問題ない
と思われ
ます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。議案第 3 号、第 5 条、1 1 番ですが、申請地は〇〇の西方 3 0 0
m 位行ったところの土地であります。この土地は、アーチェリーの練習用地と
して一時転用の申請をしたということなのですが、これは安中市スポーツセン
ター内に存在いたしましたアーチェリーの練習場が使用できなくなったという
ことで、申請者が青少年育成のために何とか練習場を設けたいということで探
していたところ、申請地が適地であるということで、申請しないまま、未申請
のまま使用していたということで、始末書を添付いたしまして、再度というか、
申請をしたという土地であります。

また、申請者は全国大会に出場するような大変優秀な人であり、上は大学、下
は小学校低学年までを無料で指導しているというような非常に指導性のよい人
であります。また、そのような方が申請して、将来はオリンピック選手を育て
ていけたらいいなという思惑を持って一生懸命指導しているところです。何と
かこれを認めてあげたいというような私の考え方でありますので、よろしくお
願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 9 番、1 0 番、1 3 番ですが、9 番
と 1 0 番については、令和元年 5 月に太陽光申請で許可された土地の隣接地で
ありまして、9 番、1 0 番については旧国道 1 8 号に面しておりまして、9 番
は太陽光工事の資材置場、それから 1 0 番については工事用のための通路とし
て既に着工してしまっていて通路を造ってしまっていて始末書を添付させておりますが、

太陽光工事許可から2年7か月を経ての工事ではありますが、工事進行上考えると、やむを得ないかなと思います。また、周囲に対する影響はないものと考えます。

13番ですが、この申請地は宅地に隣接した耕作放棄地でありまして、庭用として、また自分で飼っている犬を飼うのに必要な土地として申請したもので、他の農地に及ぼす影響はないものと考えます。

以上です。

議長 14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の4番並びに15番でございます。4番から説明させていただきます。4番につきましては、〇〇の南側、この土地につきましては、これも見ていただければ分かりますが、北側は宅地、西側は農地ですけれども、耕作放棄地、東側につきましては公道、南側もまた宅地と。住宅地の中に残された農地でございます、特に問題はなかろうかと思えます。審議の参考にしていただきたいと思えます。

15番の案件につきましては、〇〇の集落の東側、自宅の屋敷に通ずる農地で、南側の土地でございます。その南側については基盤整備されました〇〇の幹線道路が通っておりまして、東側につきましても公道が走っております。なお、西側につきましては、屋敷に続く農地でございますが、耕作放棄地ということになっておりまして、特に問題はなかろうかと思えますが、審議の参考にお願いいたします。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。議案第3号、農地法第5条の3番と8番の、初めに3番のほうからですが、この場所については西、東が宅地、それで北側が道になっております。これは農地ではなくなりますが、一般住宅についてやるので問題はないと思われま。

それから、8番については、この場所については太陽光発電ということで、前からこの周辺でやっておる業者のほうから、この場所について申請が出されています。ここは耕作放棄地でやむを得ないのかなと思いますので、参考にしていただければありがたいと思えます。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したい
と思います。
なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班、2班、3班に班別審査表のとおり本件議案を付託しま
す。
次に、日程第6、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定についてを議題
とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定について。
令和3年12月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
以上、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定についての申請については、
お手元の議案書のとおりでございます。受理した申請書は、農地法第5条第2
項各号に該当しないため、買受適格者として認定されると考えます。
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 それでは、お諮りします。
議案第4号については、審査班に審査を付託したいと思います。
なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に本件議案を付託します。
これより書類審査のため、暫時休憩とします。
なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 1:55)

(書類審査)

(再開午後 2:19)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法3条関係の2番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第1号2番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号2番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

2番申請者 初めまして。〇〇株式会社の〇〇と申します。本日はよろしくお願いいたします。

2番申請者 同じく〇〇株式会社の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

2番申請者 簡潔に事業の、今回の申請内容を説明させていただきます。

弊社は〇〇株式会社と申しまして、本社が〇〇にあります。全国各地に拠点を持ってしまして、様々な事業を行わせていただいています。その中で農業の事業というものを行っているのですけれども、その農業の事業の中に現在コンテナの温室を使用したシイタケの栽培事業というものを一つ行っております。

今現在、〇〇というところでシイタケの事業のほうを2年前から行っておりまして、今回群馬県安中市の弊社のお付き合いのある地主様から、耕作放棄地の活用をお願いされまして、安中市でシイタケの事業を計画しております。

今回の申請に関してなのですが、安中市〇〇と〇〇、この2つの土地で弊社のコンテナを使用したシイタケ栽培をぜひやらせていただければというような申請になっております。

一応簡単な事業説明、申請の説明は以上になります。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。ないですか。

17番委員 それでは、私のほうから。座ってください。17番から。安中の〇〇という場所なのですが、それでシイタケ栽培をやると言われてはいますが、あの土地については確かに段差がかなりあるのですが、上の入る道についてはかなり狭いと思います。どの位の大きさのコンテナなのか、それをちょっと聞きたいのと、それから道について、入るときにもし支障が生じる場合には、地主のほうに一声入れておいて、それで工事の方進めていただければありがたい。それで高さがあるものですから、工事は本当に慎重にさせていただけるような形でお願いできたらと思いますので、よろしく申し上げます。今言った

場所のところなのですけれども、どういう形でやられるのかということをはっきりと説明をお願いしたいなと思います。

2番申請者 まず、コンテナの大きさなのですけれども、40フィートのコンテナを使用いたします。幅でいいますと縦が12m、幅が5mの大きさのコンテナになります。搬入はトレーラーを使用して〇〇の土地に搬入させていただきます。こちらの搬入の方法なのですけれども、実際にもう運送会社には事前に確認を取っておりまして、問題なく道幅は通れるということで確認は取らせていただいています。近隣の地主様には既に軽くお話しはしておりまして、その関連は重々注意して搬入のほうを進めさせていただきたいなと思っております。

17番委員 今、コンテナを置く幅のあれをちょっと見させていただいたのですけれども、かなり大きいですね。

2番申請者 はい、そうです。

17番委員 それなのですけれども、この場所については道がちょっと狭いと思うのですよね。いっぱいだと思います。それで、その場所についてどういうふうに入れるか私は分かりませんが、本当に気をつけていただかないと、皆さんのほうもけがなりいろいろな、工事によって支障が出ないようにやっていただければ問題ないかと思っておりますけれども、また細かい何かがあるかと思うのですが、その節はよろしくお願ひしたいと思っております。

2番申請者 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。今回〇〇さんの北側の土地についての質問なのですが、あそこは南斜面で傾斜角度が結構ある畑なのです。ここにもありますとおり、排水の関係については南側に4mか5mの舗装の道路が東西に走っています。その北側に側溝があるかなと思うのですが、その側溝でのみ切れますかね。一応コンクリは打たないで、スクリー杭の上にコンテナを載せるということで書類が出ているらしいのですが、集中豪雨なんかの場合、一気に2反6畝位、2,500何平米の広い面積が南に向かって勾配が結構きつい畑なのです。それなので、排水に関しては徹底的に近辺の住宅なり農地の所有者から苦情が出ないような施工でやっていただきたいと思っております。

また、西側と北西に関しては住宅地に隣接しております。北側については1本農道が入って、休耕地ですけれども、東側についても野菜が幾らか作ってあり

ますけれども、やはり周辺農地に影響が出ないようなやり方で、ここには出ないように施工するようには書いてありますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、〇〇のほうで菌床シイタケ栽培をやっているということなのですが、実際どの位の規模で今やられているのかなというのをお聞ひしたいので、その辺の回答をお願ひします。

2番申請者 規模でいいますと、年間大体360トンぐらいの栽培を行っております。まだ全ては実施できていないのですけれども、来年の春までには360トン生産できるような体制を取るようにはしています。

14番委員 360トンのシイタケを栽培するには相当の労働力、従業員が必要だと思うのですが、どの位の従業員でやっているんですか。

2番申請者 〇〇の社員、私たちの社員が6名とアルバイトスタッフの方15名で現在運用しています。

14番委員 そうすれば〇〇と〇〇に関して、これ結構面積がありますので、計画的にはどの位の社員とアルバイトを雇ってやるんですか。

2番申請者 同じ位で想定しております、やはり社員が5名から6名、アルバイトスタッフが15名から20名で。

14番委員 社員については地元雇用ですか。アルバイトは地元雇用だと思うのですが、社員はある程度栽培のノウハウがないと菌床シイタケ、ましてコンテナの中だということ、密閉された空間。窓はあるのでしょうか。空調は使いますよね。

2番申請者 空調は使っています。

14番委員 エアコンも当然。

2番申請者 はい。換気扇も設けております。

14番委員 そうですよ。なるべく地元雇用をお願ひしたいなど。専門職は、これはちょっと簡単にはいかないでしょうけれども、そういうことでやっていただきたいと思ひます。

社員は認定農業者は取っていないのですか。

2番申請者 まだ取得していません。

14番委員 これから取る予定はございますか。

2番申請者 そうです。これから取る予定です。

14番委員 認定農業者になった場合には太陽光発電、上にパネルを載せて、太陽光パネルを設置できるというようなことも、ここに書いてあるのですけれども、いずれ

こういう計画でやる。

2番申請者 現状は想定はしていないのですけれども、後々シイタケ栽培に使う電力というものを全て太陽光発電で供給できるようにしていきたいなと思っています。

14番委員 地産地消ではないけれども、理想ですよ。

2番申請者 そうですね。すみません、少しお話しさせていただくと、弊社では今後電気と水が要らない場所でも生産できるコンテナというものを全国、世界に拡大していきたいと思いますので。

14番委員 親会社は太陽光発電の会社が〇〇に、本社を持っています。各支店、持っているらしいのですけれども、できれば今言ったように、こういう施設が今後普及して自分で電力を発電して、そこで賄う、これからの理想だと思うのですけれども、できればそういう方法で色々していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

2番申請者 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。説明ご苦労さまでした。

2番申請者 ありがとうございます。失礼いたします。

(議案第1号2番申請者退出)

議長 ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩。

(休憩午後 2:39)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:42)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係について、審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第2号、農地法第4条関係について、審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係について、

審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係について、審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 2番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係について、審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

3班。

3班班長 2番です。3班に付託された議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定について、審査班で農地法第5号の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、公売適格者であることを認めます。

以上です。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第4号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定について、審査班の報告のとおり決定いたしました。

なお、買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となり、許可申請書を提出した場合には、買受適格証明書の交付を受けた時と事情が異なっていると認められる場合を除き、許可したいと思いますがこれに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、そのように取り計らせていただきます。

次に、日程第7、議案第5号、農地法第43条の規定による届出についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号、農地法第43条の規定による届出書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年12月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

以上、議案第5号、農地法第43条の届出は、お手元の議案書のとおりでございます。申出のありました届出書は、農地法施行規則第88条の3を全て具備していると考えられます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

12番。

12番委員

12番です。高度化施設につきまして、令和2年から法解釈によって既存の施設も届出、受理されれば農地として課税対象になるということでありまして、

既存の施設ということでございますので、視覚的に確認が可能なところは現地で見させていただきたいということで、12月23日の日に現地へ訪問させていただきまして、施設を見学させていただきました。全施設専ら農作物栽培ということで、全部中を確認しまして、栽培をしている事実を確認しました。また、周辺の農地の営農条件に支障を来さないでいるということも細々と確認をさせていただきまして、届出を受理相当と認識をいたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにごございますか。

委員 なし。

議長 なければ、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について届出を受理することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農地法第43条の規定による届出については、届出を受理することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年12月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第7号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年12月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和3年第12回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

時に午後 2時58分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年12月27日

安中市農業委員会会長

3番委員

14番委員